

平成 27 年 第 2 回

# 高森町議会 2 月臨時会会議録

平成 27 年 2 月 24 日 開会



高 森 町 議 会

2月24日 (火)

## 平成27年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成27年2月24日  
午前11時10分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

1番 宇藤康博君

2番 後藤三治君

日程第2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
2月24日（火）	臨時会	議案審議・採決

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度高森町一般会計補正予算）

日程第4 議案第2号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 宇藤康博君

2番 後藤三治君

3番 興梠壽一君

4番 芹口誓彰君

5番 立山広滋君

6番 森田勝君

7番 田上更生君

8番 甲斐正一君

9番 三森義高君

10番 後藤英範君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長 草村大成君

教育長 佐藤増夫君

総務課長 佐藤武文君

財産管理課長 安方含君

政策推進課長	甲 斐 敏 文 君	健康推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	阿 南 一 也 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
会 計 課 長	岩 下 公 治 君	監査委員事務局長	古 澤 要 介 君
農林政策課審議員	藤 原 厚 作 君	総務課長補佐	後 藤 一 寛 君
たかまりポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君	政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君
健康推進課長補佐	新 井 堅 太 郎 君	住民福祉課長補佐	丸 山 雄 平 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。本日は、平成27年第2回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年11月から噴火を続けております阿蘇山は、今月になってからは降灰の量も始めのうちほどではなくなり、できるならこのまま終息してほしいと思うのは私ばかりではないことと思います。この間、ご承知のように蒲島熊本県知事、前川県議会議長の視察に続きまして、自由民主党県議団など多くの方が降灰状況の視察に来られ、現状をご覧いただき、私が申し上げてきました早急な対策の必要性と中長期にわたる対策の必要性を十分にご理解いただいたと思います。また、早速熊本県も降灰対策予算を専決処分していただくなど、対策が大変スピード感をもって始動されてますことに関しまして、深く感謝を申し上げます。

なお、今回の熊本県の専決処分に関しましては、この3月末、年度内の対策というところでございます。ですから、今後はできる限りの降灰対策が実現できるよう更に各方面へ働きかけを行うつもりでおりますので、議員の皆様にも御協力をお願い申し上げたいと思います。

また、私事ではございますが、先日の新聞報道でもございましたとおり、来る4月の統一地方選挙では出馬意向を固めたということが掲載をされたわけでございます。今期手掛けたこと、また手掛けられなかったことを完了させるため、二期目を目指す決意であることを正式に議員の皆様にもご報告をさせていただきます。

さて、本臨時会で御提案申し上げますのは、専決処分の承認1件、一般会計の補正予算に係る議案1件でございます。ご審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成27年第2回高森町議会臨時会を開会します。

なお、税務課長 沼田勝之君他5名の職員から欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 宇藤康博君、2番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日、2月24日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第1号でご報告いたします、平成26年度高森町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、草部地区用水ずい道工事の実施に伴い、別途単独事業分として工事する必要が生じたため、工事請負費として1,094万8,000円を追加したものでございます。

6ページと7ページで経緯等詳細をご説明いたします。草部地区用水ずい道工事につきましても、平成24年度の経済対策による国の補正予算を活用し、平成25年度に繰り越して実施しておりましたが、諸々の理由から年度内竣工が不可能となり、やむを得ず平成26年度に事後繰越しとなったことはご報告のとおりでございます。その後、水田の作付けの関係もあり、昨年4月から9月までは工事を中断し、10月1日から再開しましたところ、落盤の可能性のある箇所が見つかり、早急に安全確保のための工事を行う必要が生じたことや、素掘りのずい道内は至る所で側壁や底盤が洗掘しており、吹き付けるモルタルの量が増大することとなりました。また、作業量が増えたことにより1月23日の工期内に竣工するためには複数の工区で同時に電気資材などの確保が必要となりましたが、これらの工事は事故繰越しによる工事分には含めることができないため、結果的には町単独の事業として取り

組まなければなりません。このように、ずい道という特殊な現場で出来高を見通すことができず、最終的な数量を計算し、工事費の全体を把握できたのが1月の臨時議会後となってしまったため、やむを得ず専決処分したものでございます。

なお、工事費の財源につきましては、財政調整基金からの繰入れにより対応させていただいております。

以上、専決しました内容についてご説明いたしました。ご審議をいただき、御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） ただいま町長のほうから説明をいただきました。何分にもずい道という大変仕事のしづらい部分の工事ということで、大変工期のほうもあいまいな部分も多々あったのではなかろうかと思えますし、事業につきまして設計施工する中で、その目的が本当にしっかりと設計施工は行われていたのか。そこらあたりを1点お聞きしたいと思います。

それから、落盤の恐れということでございます。これは確かにトンネル工事ということで、掘ったままの状態を工事を進めているということで、また冬場の仕事になりますとトンネルの中といえども、凍結等はそうありませんけれども、落石、小さい石の出るような状況下もあるのも事実でございます。そういうことを踏まえますと、ある程度確かな見積もり設計、工期というものを始め、そこらあたりの把握をするべきではなかったのか。それだけの把握ができていたのか。そこらあたりをちょっとお尋ねいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。9番 三森議員のご質問にお答えいたします。

まず、工期の設定についてそれが適正であったのかという点でございます。平成26年度に繰越しを行う時点におきまして、国、県、それから請負業者と十分協議をいたしまして、業者さんのほうでは12月いっぱいの工期で請けるということでございましたけれども、こちらのほうとしましては確実に工期内に納めることは必要だということで、1月23日という工期を設定いたしました。実際に工事を行ったところ、今三森議員さんがおっしゃったようにですね、落盤といいますか、落石がですね、実際ございまして、たまたま事故とかには至らなかったわけございま

すけれども、そういう箇所があるということで、このまま放置してはですね、今後の住民の皆さんの、地元民の皆さんの維持管理にですね、危険を及ぼすということで、これはどうしても今しなければいけないという点があったことはまず第1点。

それから、先ほどおっしゃいました工事のですね、モルタルの吹き付け量の増量ということでございますけれども、それにつきましても実際に設計書どおりですね、中に実際入って工事を進めたところですね、ひび割れな部分が多々あったということでどうしてもですね、工事の工法の見直しが緊急的に必要になってきたということが第2点です。

それから、先ほどおっしゃったように工期内に納めるためには何か対策はしたかということでございますけれども、今申し上げましたように、各種当初予想をしていなかった工事が多数出てきたということで、それを工期内に納めるためには一連にですね、工事を行わないと工期内にはどうしても間に合わないということで、こちらのほうとしては業者さんのほうにもお願いをし、一生懸命努力をしていただいて、何とか工期内に納まったというのが実情でございます。いずれにしましても、これは地元の住民の皆様のためにですね、できるだけ有効な事業を活用してこれまで継続してきたわけでございますので、どうか今までの私の説明では足りないところもあるかもしれませんが、議員さんのほうでそこのところをご理解いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、後藤農林政策課長がご説明したとおりでございます。まづもって予想ができなかったことに関しましてはおわびを申し上げたい。そして、責任は全て私にございます。

まづ、平成24年度の緊急経済対策で、大変膨大な予算をいただき、地元が負担ができずにできると。しかも、農業土木遺産と表現をしてよいと思う明治時代から先人が手作りで作られたこのずい道、そして水田地帯として大変発達している草部南部の諸先輩たちの皆様の思いがずっと入ったこのずい道事業でございます。ですから、工期内に必ず終わること、スピードを徹底して重要視しろという指示を私が自分の口頭で課長、担当に言っていたことは事実でございます。しかしながら、チェック機構いたします議会の皆様がですね、やはりそこをしっかりとチェックしていただくことに対しまして改めましてお礼を申し上げるとともに、これから今後もこのようにですね、予想ができない工事も多々あるかもしれませんが、しかしなが



らその中でしっかり予想を立てる。そして工期内に終わらせるということを今後改めまして徹底をさせていきたいと。そして私自身もそういう気持ちをもって事業に臨んでいきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様のご指摘は全くそのとおりでございます。どうかご理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。答弁をいただき大変うれしく思っておりますのですが、何はともあれこの工事におきましては、特に春先にはもう植付けの準備等々に入る用水路を兼ねております。そのためのずい道でございますので、臨機応変にそういうかたちで対応していただくというのがこれは適正かと思えます。しかしながら、当初申し上げましたように工事が工事でございますので、それなりの計画というものはするべきではなかったか。しっかりとした位置付けの中で設計施工をやるべきではなかったろうかという思いもするわけでございます。幸いにも今年は雪も少なく、大変工事等にもそう差し支えなかったのも幸いしているのではなからうか。もしもこれが大変な大雪のような状況であったらどうだったろうかと、そういうことを考えますと、今後のこの工事に限らず、いろいろな冬の工事につきましては、あらゆる計画の設計施工、また計画の中で純然たる工事に立ち向かっていただきたい。それを特にお願いしたいと思えます。先ほども申しましたように、農家にとりましてはこの工事が延べば延ぶほど大変心配をされる工事でございます。そういうことを踏まえると、一年の生活を支えるための純朴なる水の供給源でございますので、そういう部分におきましてはですね、幸いにも工期に外れましたけれども、ちゃんとした工事がなされておる現況でございますので、今後ともその点よろしく御配慮方をお願いし、質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひいたしたいと思えます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 3番 興梶です。一点だけお伺いをしたいと思います。この工事の必要性その他につきましては、今までの議会におきまして重々ご説明がっております。我々議会としましてもですね、この工事についての必要性については分かっておるつもりでございます。ただ、議会としましても年に2回、議会報告会等を行っております。その報告会の中におきまして、従来ですね、専決処分がかなり

多いのではないかというような指摘を受けております。そのような指摘を踏まえまして、今回単独事業での1,000万ほどの専決処分というようなことでございます。ただ、今回の理由としましては、出来高の見通しができなかったということで専決をされたということですが、一つだけですね、お伺いしたいのは、1月13日に臨時会を開催しております。その後、数日後にこの積算ができておったのか。それから、この積算をするに当たってこの1月13日の臨時会とですね、あわせて、この臨時会を後日に延ばすような、そういう調整等はできなかったのか。そここのところをちょっと一点だけお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 3番 興梠議員のご質問にお答えいたします。

まず、実際のこの設計の出来高がいつ把握できたかということでございますが、1月13日の議会の終了後に出ております。実はこの協議に入るのは、出来上がるのはですね、事業が平成26年の12月19日に出来高の需要量の確定を受けました。その後、本工事の積算業務をする土地改良連合会と12月22日に出来高の設計協議に入りましたが、工事費の積算運用する設計書、それから出来高の数量の根拠資料等の作成に日数を要しまして、ちょうどそのころ年末になりまして、年末年始の休日等が挟んだため、どうしても補正予算の要求日にですね、協議提出することができなかったというのが実情でございます。今回ですね、内容的につきまして私のほうでも数量等の把握ですね、担当も一生懸命努力していただいて業者さんにもお願いしてしたんですけども、特にですね、トンネル内の工事につきましては特殊な所が多く、また増減等もありましたものですから、その辺の精算に時間を要したというのが最大の理由でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 課長、すみません。もう一個答弁、ご質問の中に、臨時議会の日延べをしてもらうことはできなかったのかという質問です。

○農林政策課長（後藤健一君） 臨時議会の日延べということでございますけれども、こちらのほうで把握している数字がですね、はっきり確定した日にちというのが、こちらのほうで予測がつかせませんでしたので、13日の議会につきましては事前に調整されておったということで、今回のその時の計上に提出はちょっとできなかったというのが実情でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。このですね、草部地区の用水道工事は、先ほど町長が言われましたように明治時代に作られたものでございまして、全長が約2キロ以上あります。中にはですね、一人一人がやっと通れるぐらいの狭い部分も何箇所もありまして、非常に工事は困難きわめるものがあったというふうに思っております。したがって、予測できないような部分も出てきたというふうに思っておりますし、よく工期内に工事が完成し、また今期の植付けに支障がないようにしていただきましたことに対しましては感謝を申し上げたいと思っております。ただですね、専決処分はやはり緊急やむを得ない部分に限るということもございますので、今後は十分ですね、そういったことには注意をされまして、対応していただきたいということをお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○町長（草村大成君） 答弁よろしいでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柁議員、また4番 芹口議員のですね、ご質問でご指摘をなされたとおりでというふうに思います。専決処分については、しっかり慎重にということですが、ごもっともでございます。今後もしっかり精査をして、予測できないとき、これは本当にどうしようもないときというふうに思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思えます。また1点、3番興柁議員さんが、おっしゃった議会報告会で専決処分の数の多さをご指摘されたというふうに、大変議会の皆様にはですね、申し訳ないなというふうに思いますが、改めまして私が思いますのは、私の4年間の専決処分の数はお調べになっていただければ分かると思いますが、過去よりも逆にいうと少ないのではないかと、私は自分自身では思っている次第でございます。ですから、今回の専決処分に関しましては、私も先ほど答弁申し上げましたように、これはやむを得ないという判断の下で行いましたので、どうかご理解のほどと、また職員にも指示を出しましたのもすべて私ですので、そのことをご理解をしていただきたいというふうに思います。今後の専決処分に関しましては、しっかりと注意を払いながらやむを得ないときのみということを肝に銘じて今後も当たっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号について採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第2号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第2号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第2号で御提案いたしました、平成26年度高森町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは、阿蘇中岳の噴火活動に伴う降灰対策に関連する経費や、緊急経済対策を柱とした国の補正予算が2月3日に可決成立したことを受け実施する事業費などでございまして、総額7,493万円を追加し、予算の総額を50億7,925万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費につきましては、国の経済対策による地域住民生活等緊急支援のための交付金を受け、プレミアム商品券の販売に取り組む事業や、まち・ひと・しごとの創生に向け、総合戦略を先行的に実施していく事業などであり、平成27年度へ繰り越して実施するものでございます。なお、本町高森町が予定しております具体的な内容につきましては、このあと担当よりご説明申し上げますが、予算といたしましては、総務事業費と農林水産業費を計上させていただきますところでございます。

6ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。第14款国庫支出金につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を計上いたしました。この交付金につきましては、地域、消費、喚起、生活支援型と、地方創生先行型の2種類が交付されるものでございます。第15款県支出金の民生費県補助金において、子育て世帯プレミアム商品券事業補助金を計上しております。国の経済対策を

受け、熊本県下でも県内の市町村に対して交付されるものでございます。申し訳ございません。先ほど6ページと申しましたが5ページでございます。引き続きご説明させていただきます。農林水産業費県補助金におきましては、農業振興費補助金といたしまして、青年就農給付金を計上いたしました。こちらも国の経済対策によるもので、本来平成27年度に交付予定であったものを前倒しして本年度中に交付されるものでございます。阿蘇火山降灰対策事業補助金につきましては、降灰被害の多い本町を中心に、熊本県からの支援が必要であると、蒲島知事の御判断により県の予算を2月9月付けで専決処分されたものであり、3月末日、今期までのですね、農家への短期の支援経費として交付されるものでございます。第18款の繰入金につきましては、今回の補正による調整額として、財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。歳出予算についてご説明を申し上げます。第2款総務費の住民生活等緊急支援総務事業費につきましては、国の経済対策を受けた本町実施事業でございまして、詳細はこのあと担当からご説明を申し上げます。

9ページに移ります。第3款民生費におきましては、12月に完成いたしました色見保育園新園舎用カーテンの購入費を計上いたしております。第5款農林水産業費の農業振興費では、青年就農給付金の経済対策補正予算分として歳入予算と同額を計上いたしました。同じく、農林水産業費の住民生活等緊急支援農林水産事業費につきましては、国の経済対策に伴う事業費を計上しております。また、農林水産業費、降灰対策事業費につきましては、熊本県の予算専決に伴う事業でございまして、いずれも詳細につきましては担当より後ほどご説明を申し上げます。

続いて、第6款商工費、降灰対策費につきましては、高森温泉館の露天風呂を清掃するためのポリッシャーを購入するものでございます。第7款土木費、降灰対策費につきましては、高森町管内の国道、県道の降灰除去、清掃を熊本県において実施される際に、同時に町道も除去作業、清掃ができるよう県と協定を結ぶこととし、その負担分を計上するものでございます。

10ページをお開きください。土木費の住宅管理費におきましては、中川原団地と村中B団地の遊具施設撤去に必要な賃金、機械借上料、原材料をそれぞれ計上いたしました。遊具施設につきましては、毎年点検を行っておりまして、この両施設は設置後30年以上経過し、さび、はがれ、腐食等により早急な修繕が必要との結果報告を受け、撤去することとしたものでございます。第9款教育費、降灰対策費

におきましては、降灰量が非常に多い色見、上色見両地区における各総合センターの雨どいなどの清掃賃金と、消耗品では小中学校の児童、生徒に配布するためのゴーグル100個とマスク8,000枚の購入費用を計上いたしております。

最後に第10款、災害復旧費の公共土木施設九州北部豪雨対策費では、国道265号線に接する上色見の洗川牧野付近に堆積した流木の撤去、処分に要する経費を計上しております。なお、先の9月定例会の補正予算（第4号）で御承認いただき撤去、処分を実施したあとに、埋没しておりました流木等の撤去が必要となったことにより追加計上するものでございます。

以上、今回提案いたしております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） すみません。予算書の8ページをお開きいただきたいと思っております。23目の住民生活等緊急支援総務事業費についてご説明を申し上げます。ご存じのとおり、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を受けて、地方版の総合戦略の策定が義務づけられておりますが、本町としましては先ほど町長のほうからご説明申し上げました、地域消費喚起生活支援交付金、及び地方創生先行型交付金を元に、7つの事業を計画しております。そのうち、農林政策課で計画をしている3つの事業以外の4つの事業について、私のほうから説明をいたしたいと思っております。

まず、1番目ですけれど、総合戦略策定委員等報酬ということで、総合戦略の策定事業を行います。まず本町としましては、まち・ひと・しごとづくり審議会を設置したいと思っております。その下部組織として、まち・ひと・しごとづくり本部及びまち・ひと・しごとづくり作業部会、これは既に設置しております。その中の審議会委員が、国の指導では産学官、金労及び学識経験者から選任するよう指導がっておりますので、審議会の委員として大体10名ぐらいを予定しております。その10名の報酬としまして、ここの一番先に挙げております報酬の80万円、それと9番目の旅費。これは費用弁償ですけれども、これの30万円。それと需用費ということで、住民説明会等にかかる経費ということで20万円。それと委託料の中で、委託料の一番上ですけれど、地域特性等調査委託料ということで、地方版総合戦略をつくる上で、地域の特性等を調査する必要がありますので、その調査費用ということで委託料を80万円計上しております。地方版総合戦略の策定事業につきまして

は以上、合計で210万円を予定しております。

次に2番目ですけど、ウェアラブル端末システムの構築事業ということで、ウェアラブルという言葉ですけど、体に身に着ける端末の、体に身に着ける最小のコンピュータのことで、この端末を例えば腕とか指とか背中に貼ってですね、それを利用することにより高齢者とか児童、生徒の安全安心の見守りや、健康管理、教育等に役立つシステムを構築しようとするものであります。将来的にはですね、子育て支援施設や健康管理施設等を統合したコミュニティ施設の建設へ結び付けるような模索を現在行っているところであります。このウェアラブル端末に関する事業としましては、委託料の2番目にありますウェアラブル端末システム構築委託料ということで1,600万円。それとその次のウェアラブル端末事業検証委託料ということで、73万2,000円を計上いたしております。このウェアラブルに関する事業の合計は、1,673万2,000円となります。

次に3番目としてプレミアム商品券、ふるさと名産品券の発行事業であります。これにつきましては、以前、国の施策で展開しました地域振興券とは違いまして、地域振興券の場合は一定の金額を無料配布しておりましたが、今回の場合は商品券の一定の率をですね、上乘せするというかたちであります。ですから、今回考えているのは、例えばプレミアム商品券を1万円で購入していただきます。それにプレミアム分として2,000円を上乘せする。2割を上乘せするというようなプレミアム商品券を予定しております。また、これにつきましては就学前の子供がいる世帯、高森町で約200世帯ほどありますけど、その世帯につきましてはさらに県からの交付金を利用してですね、さらに2割を上乘せするということですので、1万円の商品券を買っていただくと、普通の世帯でしたら1万2,000円分の買物ができます。それと就学前の子供がいる世帯につきましては、1万4,000円の商品券に該当するというか、1万4,000円分の品物が買えるということになります。それともう1つ、ふるさとの名産品の商品券につきましては、町外の消費者を対象にしております。これにつきましては、4割増しで考えております。町内の例えばグルメの飲食とか、特産品の購入とか宿泊、またご当地でしたということで、南鉄等に利用できるようなことを考えております。これにつきましては、額面につきましては今検討中ではありますが、これに必要な経費としまして、ここに挙げております役務費ということでふるさと名産品宣伝広告料40万2,000円。それと委託料ということで、プレミアム商品券の販売事務委託、現在は商工会のほうに委託したいというふうに考えておりますが、その委託事務ということで300万円。それ

と同じように、ふるさと名産品販売事務委託料ということで70万円。それと子育て世帯プレミアム商品券の販売委託で25万円を考えております。それと負担金補助及び交付金ということで、下から3つですね、プレミアム商品券とふるさと名産品とそれと子育て世帯プレミアム商品券ということで、この合計が全部で1,284万円です。ですから、先ほど言いましたように、商品券に関する総合計がですね、1,719万2,000円というふうになっております。それともう1つ、4番目ですけど、メディアコンテンツコミッション事業ということで、この事業はですね、地域資源の発掘や磨きあげを行い、それをゲームとかアニメのエンターテインメントとして利用して、制作会社の誘致活動を県内の自治体、これははっきりまだ分かっておりませんが、6から7の自治体でですね、構成する委員会です。そのようなことを進めていく事業であります。これにつきましては、実行委員会の負担金ということで、負担金補助及び交付金のメディアコンテンツコミッション実行委員会負担金ということで50万円を計上させていただいております。

以上、補正予算を計上し、事業を進めることとしております。なお、先ほど町長の説明の中にもありましたように、今回補正した予算は国の指導によりまして、平成27年度へ繰り越すものとなっております。また今回国から交付限度額の提示はありますが、先週からですね、事業計画書の事前協議を国と行っております。今後まだ修正等が必要になると思われまますが、その折はですね、予算総額のほうには変更はございませんので、各節間の流用についてですね、御了解いただければというふうに思っております。

以上、23目の住民生活等緊急支援総務事業費についてご説明を終了いたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○議長（田上更生君） 失礼しました。代わりまして、農林政策課審議員 藤原厚作君。

○農林政策課審議員（藤原厚作君） 予算書の9ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第2目住民生活等緊急支援農林水産事業費についてご説明申し上げます。先ほど甲斐課長からご説明があった国の交付金に関する農林水産業部分の事業になります。

まず、南郷檜活用事業補助金についてですが、これは地域の名木としてブランド化の推進が行われている南郷檜について、品質基準の策定や枝打ち等の管理技術に関するマニュアルの策定。シカ害防除対策への補助金として220万円を計上しております。

2番目の農業観光拠点整備事業補助金については、町内の空き家や空き店舗を活



用し、農業観光拠点として整備するとともに、観光パンフレットの作成や都市部との交流に対する補助金として660万円を計上しております。

3番目の防疫対策事業補助金についてですが、現在町内において観光地となっている牧野について、家畜防疫に関するパンフレットの作成、消毒施設やゲートの整備等に対する補助金として220万円を計上しております。

以上が2目住民生活等緊急支援農林水産事業費についての概要となりますので、ご審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

失礼いたしました。続きまして、第16目農林水産業費降灰対策費についてもご説明いたします。こちらは2月9日に蒲島知事が専決されたことにより実施される事業となります。本町で実施する事業は2つありまして、1つは阿蘇火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業です。こちらの第16目の緊急土壌矯正事業補助金をご覧ください。こちらの事業につきましては、降灰によって酸性化した土壌を矯正するための苦土石灰について補助を行うものです。対象となる地域は、ペーハーが5.5未満の降灰量が10アール当たり1,000キログラム以上となるほ場で、10アール当たり30キログラムの苦土石灰が補助対象になります。補助率は県が3分の1、町が3分の1、受益者が3分の1となっております。事業費内訳としましては、苦土石灰の概算投入量を240トンとし、総事業費は646万8,000円となっております。そのうち、3分の2が補助されますので、補助金額431万2,000円を計上しております。

もう1つは、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業です。こちらは園芸対策緊急支援事業補助金をご覧ください。この事業は、降灰により火山灰の付着した施設、農産物等の補助機器に対して補助を行うものです。こちらも補助率は、県が3分の1、町が3分の1、受益者が3分の1となっております。事業費の内訳は、ブロワー、洗浄機、タンク等の洗浄機器の導入費が1,490万7,000円となっておりますので、補助金額993万8,000円を計上しております。

以上が16目農林水産業費降灰対策費の概要となりますので、ご審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 3番 興梶です。地方創生についてはですね、前回の定例会によって一般質問をさせていただいたところがございます。今回、7ページのですね、

地域住民生活等支援のための交付金4,427万4,000円。この金額についてちょっとお伺いをしたいと思います。以前のふるさと創生については、一律市町村によって同率の交付金がなされたかと思います。今回は市町村の積算によって今回は金額が決定されているのか、そういった部分についてお伺いをしたいと思います。また、この交付金の使途等について制限があるのか。それから今回の8ページの事業計画等についてですね、詳細に説明を受けましたが、その効果についてどのようにお考えになっているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長補佐 定光貴史君。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 3番 興梧議員のご質問にお答えいたします。まず、額の内訳ということでしたけれども、これは国の方から提示があり、人口や過疎率等、その他諸々の条件を勘案した中で、各市町村、都道府県に割り当てられているものであります。2番目の質問として、使用用途あると思いますけれども、今回が先ほど課長からもご説明させていただいたとおり、まずは国が策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに応じた各市町村ごとの地方版総合戦略及び人口ビジョン等を記した長期ビジョンの策定が努力目標として設けられているところ、この策定がまず絶対条件となっております。こちらの戦略を策定することによって、その戦略目標を達成するための事業として先行的に行う部分について、国から交付金をいただけることになっております。この事業としまして、1番大きなものとして、先ほど申し上げましたウェアラブルデバイスを利用した事業を考えております。こちらは腕等に装着するウェアラブルデバイスを装着することによって、地域にお住まいの住民の方の見守りであったり、健康づくりであったりを考えております。このデバイスにおいて、着けることによって脈拍であったり血中の酸素濃度、位置情報等を取得することで、地域の安全安心の見守りや健康づくりを行う事業を考えております。

以上となります。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後12時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成27年第2回臨時会

平成27年2月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生  
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一  
作成 株式会社アクセス  
電話 (096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電話 (0967)62-1111